

第 21 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 3 月 25 日 (火) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 05 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	13番	関尾 一史			
委員	1 番	片桐 幸示	2 番	渡部 延三	
	3 番	高橋 凌	4 番	竹田 安宏	
	5 番	菊地 匡	6 番	井上 善博	
	7 番	笹島 敏彦	8 番	渡邊 達郎	
	9 番	猿渡万里子	10番	角丸 章	
	11番	小野寺一晃	12番	垣野 芳博	

4. 欠席委員 (0 人)

5. 議事日程

報告第 1 号	農業年金に関する申請について
報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について
議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 3 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 4 号	「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」の決定について
議案第 5 号	「令和 7 年度砂川市農業委員会事業計画」の決定について
議案第 6 号	砂川市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 7 号	砂川市長の権限に属する事務の委任について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野田 勉
事務局次長	上山 哲広
事務局事務係長	佐々木也一
事務局事務係主事	本間 龍太

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 21 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

はじめに、本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第 6 条の規定による定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長 <開会挨拶>

議長 はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号 3 番の高橋凌委員と、4 番の竹田安宏委員です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告に入ります。

事務局 報告第 1 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

では報告第 1 号をご説明いたします。議案の 1 ページをお開きください。案件は 1 件です。令和 7 年 2 月 26 日に農業者年金被保険者資格喪失届が、
より届出されました。資格喪失事由が生じたのは、令和 6 年 12 月 1 日、厚生年金への加入に伴い資格喪失となったものです。こちらは既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

議長 只今、報告第 1 号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員 なし。

議長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

事務局 では報告第 2 号をご説明いたします。議案の 2 ページをご覧ください。案件は 1 件です。1 番、貸主が
、借主は
、土地の表示は空知太東 4 条 1 丁目 389 番 140、地目は公募・現況とも田、面積 2,843 m²で、以下、記載のとおり計 10 筆、面積 41,001 m²です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による賃貸借を設定していたもので、その期間は、令和 6 年 1 月 25 日から令和 10 年 12 月 31 日、合意成立日は令和 7 年 2 月 18 日、土地の引き渡しの時期は本日です。本案件は、借主の体調不良により解約するものですが、この後、議案第 2 号において新たな受け手との利用集積計画をご提案させていただきます。以上、ご報告とさせていただきます。

議長 只今、報告第 2 号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員 なし。

議長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは本件を承認いたします。

続きまして、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より提案願います。

事務局 では、議案第 1 号をご説明いたします。議案の 3 ページをお開きください。

出し手・譲渡人は、
、受け手・譲受人は、
、受け手の経営面積は、畑が 74,290.71 m²、労働力は 3 名です。対象となる土地の表示は、北光 173 番、地目は公募が宅地・現況が畑、面積 343.80 m²、以下、

記載のとおり計2筆、面積3,984.80㎡です。図面は21ページの第1号図に示しており、法律関係は売買です。

申請理由について、出し手の方は、「相続した土地の管理保全が困難であるため、譲受人に譲り渡したい。」、受け手の方は、「譲渡人からの依頼があり、譲り受けることにした。」とのことでございます。この案件に関する、農地法第3条第2項の判定要件についてですが、別紙1に調査書を添付していますとおり、全ての判定要件を満たしているため、本案件は許可できるものと考えます。また、当該農地については、昨年10月の利用状況調査において皆さんと確認した農地であることを補足させていただきます。

以上、ご審議をお願いいたします。

只今、議案第1号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を許可してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を許可することといたします。

続きまして、議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、事務局より提案願います。

では、議案第2号をご説明いたします。案件は8件です。

はじめに、議案の4ページをご覧ください。1番、再契約です。計画番号は令和6年度賃第24号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員菊地匡さん、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主は、[REDACTED]、農地の所在等は北光329番1の内、地目は公募が畑・現況が田、面積1,240㎡、以下、記載のとおり計3筆、面積5,877㎡、対価は推進員による調整により年額36,000円、これは水張面積に単価12,000円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年5月25日から令和9年12月31日までの2年8か月、法律関係は賃貸借、図面は22ページ、第2号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙2の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に、議案の5ページをお開きください。2番、再契約です。計画番号は令和6年度賃第25号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員高橋凌さん、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主は、[REDACTED]、農地の所在等は東5条南21丁目306番1の内、地目は公募・現況とも田、面積11,203㎡、以下、記載のとおり計7筆、面積14,090㎡、対価は推進員による調整により年額100,800円、これは水張面積に単価9,000円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年5月25日から令和11年12月31日までの4年8か月、法律関係は賃貸借、図面は23ページ、第3号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙3の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に、議案の6ページをご覧ください。3番、新規の案件です。計画番号は令和6年度賃第26号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員垣野芳博さん、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主は、[REDACTED]、農地の所在等は空知太東4条1丁目389番140、地目は公募・現況とも田、面積2,843㎡、以下、記載のとおり計10筆、面積41,011㎡、対価は推進員による調整に

議長
全員
議長
全員
議長

事務局

より年額 436,800 円、これは水張面積に単価 12,000 円を乗じた額になります。支払期限等は、11 月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和 7 年 3 月 25 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 4 年 10 か月、法律関係は賃貸借、図面は 24 ページ、第 4 号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙 4 の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。こちらの農地は、先程報告第 2 号において報告させていただいた、合意解約された農地になります。

次に、議案の 7 ページをお開きください。4 番、売買の案件です。計画番号は令和 6 年度所第 7 号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員 小野寺一晃さん、出し手・譲渡人は、[REDACTED]、受け手・譲受人は、[REDACTED]、農地の所在等は、富平 333 番 1、地目は公簿が畑で現況が田、面積 4,512 m²、以下、記載のとおり計 12 筆、面積 28,515 m²です。対価は、推進員による調整により、契約金額 7,984,200 円、これは地積に単価 280,000 円を乗じた額になります。支払いは、令和 7 年 11 月末までに指定口座に振り込むこととし、所有権移転の時期は本日、引き渡しの時期は対価の支払い日、図面は 25 ページ、第 5 号図に示しております。本案件の要件確認は、別紙 5 に調査書を添付していますとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件です。本案件について、これまでは使用貸借を交わしておりましたが、この度売買の話し合いが成立したため、ご提案させていただくものになります。

次に、議案の 8 ページをご覧ください。5 番、新規の案件です。計画番号は令和 6 年度賃第 27 号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員 菊地匡さん、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主は、[REDACTED]、農地の所在等は北光 272 番 1、地目は公簿が原野で現況が田、面積 2,132 m²、以下、記載のとおり計 8 筆、面積 16,359.42 m²、対価は推進員による調整により年額 178,000 円、これは水張面積に単価 10,000 円を乗じた額になります。支払期限等は、11 月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和 7 年 3 月 25 日から令和 7 年 12 月 31 日までの 10 か月、法律関係は賃貸借、図面は 26 ページ、第 6 号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙 6 の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。こちらの案件について、昨年までは[REDACTED]と賃貸借を結んでおりましたが、[REDACTED]側が引き続きの契約が困難であるとのことから、推進員の調整により、今回、[REDACTED]との賃貸借が成立したことを補足させていただきます。

次に、議案の 9 ページをお開きください。6 番、売買の案件です。計画番号は令和 6 年度所第 8 号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員 関尾一史さん、出し手・譲渡人は、[REDACTED]、受け手・譲受人は、[REDACTED]、農地の所在等は、吉野 2 条北 1 丁目 116 番 1、地目は公簿が田で現況が畑、面積 8,601 m²、以下、記載のとおり計 4 筆、面積 11,116.89 m²です。対価は、推進員による調整により、契約金額 933,800 円、これは地積に単価 84,000 円を乗じた額になります。支払いは、令和 7 年 11 月末までに指定口座に振り込むこととし、所有権移転の時期は本日、引き渡しの時期は対価の支払い日、図面は 27 ページ、第 7 号図に示しております。本案件の要件確認は、別紙 7 に調査書を添付していますとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件です。こちらの案件もこれまで賃貸借を交わしておりましたが、売買のため、依

頼されていた分筆が完了したことから、ご提案させていただくものになります。

次に、議案の 10 ページをご覧ください。7 番、こちらも売買の案件です。計画番号は令和 6 年度所第 9 号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員 関尾一史さん、出し手・譲渡人は、XXXXXXXXXX、受け手・譲受人は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は、北吉野町 257 番、地目は公簿が畑で現況が田、面積 267 m²、以下、記載のとおり計 5 筆、面積 48,748 m²です。対価は、推進員による調整により、契約金額 7,999,000 円、これは水張面積に単価 190,000 円を乗じた額になります。支払いは、令和 7 年 11 月末までに指定口座に振り込むこととし、所有権移転の時期は本日、引き渡しの時期は対価の支払い日、図面は 28 ページ、第 8 号図に示しております。本案件の要件確認は、別紙 8 に調査書を添付していますとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件です。本案件についても、これまで売買を前提として、分筆が終わるまで使用貸借を結んでおりましたが、この度分筆が終わりましたので、ご提案させていただくものです。尚、売買については、XXXXXXXXXXの資金計画の関係で 2 か年に分けて売買を行う予定です。

次に、議案の 11 ページをお開きください。8 番、再契約です。計画番号は令和 6 年度使第 10 号、広告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員、関尾一史さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手・借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は北吉野町 270 番、地目は公募・現況とも田、面積 7,391 m²、以下、記載のとおり計 2 筆、面積 9,374 m²、対価は無償、期間は令和 7 年 3 月 25 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 1 年 10 か月、法律関係は使用貸借、図面は 28 ページ、第 8 号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙 8 の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。こちらの農地が先ほど説明させていただきましたが、来年に売買を予定している農地になります。

以上、議案第 2 号のご説明いたします。ご審議をお願いいたします。

議長

只今、議案第 2 号の説明がありましたがご質問・ご意見等ございませんか。

はい、笹島委員。

笹島委員
事務局

9 ページですが、参考までに、あれば、作付け予定品目は何でしょうか。

そばです。

笹島委員
議長

分かりました。

よろしいでしょうか。

笹島委員
議長

はい。

その他、何かご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

それでは質問がないようですので、本件を承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは本件を承認いたします。

続きまして、議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局より提案願います。

事務局

では、議案第 3 号をご説明いたします。議案の 12 ページをご覧ください。

計画番号は令和 6 年度貸第 28 号、公告予定年月日は本日、本案件は「農地中間管理事業」による集積計画になります。

また、本案件は、中間管理事業の「集積計画一括方式」というものになるた

め、対象となる農地について、貸主から借主である北海道農業公社への賃貸借と、北海道農業公社から借主への賃貸借が一括された集積計画となっております。

まず、出し手・貸主は[REDACTED]、受け手・借主は札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原輝和さん、そして、13ページをお開きいただきまして、同じく北海道農業公社が貸主となって、[REDACTED]と[REDACTED]の2名が借主となります。

再度12ページに戻っていただきまして、農地の所在等は、北光339番1の内、地目は公簿・現況とも田、面積21,116㎡、以下、記載のとおり計3筆、面積44,038㎡、対価は年額424,000円、これは水張面積に単価11,000円を乗じた額になります。支払いは、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年3月25日から令和17年3月24日までの10年間、当事者間の法律関係は、賃貸借となります。図面は29ページ、第9号図に示しております。本案件は、これまで[REDACTED]と[REDACTED]が、こちらの農地中間管理事業を活用し、10年間賃貸借を結んでおりましたが、今回の契約更新にあたっては、[REDACTED]と[REDACTED]で農地を2分割したかたちで賃貸借を結ぶ内容となっております。この案件の要件確認は、別紙9の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

以上、議案第3号のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

只今、議案第3号の説明がありましたがご質問・ご意見等ございませんか。
なし。

質問がないようですので、本件を承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、議案第4号「令和7年度最適化活動の目標の設定等」の決定について事務局より提案願います。

では、議案第4号をご説明いたしますが、こちらの議案と議案第5号については、先日検討委員会を開催し、検討委員にご確認頂いたうえで、お示しさせていただいていることをあらかじめ報告させていただきます。

はじめに、目標を説明させていただく前に、最適化の推進に関する「指針」について改めて確認したいと思います。別紙10-2をご覧ください。

こちらの指針は、砂川市農業委員会が令和15年2月までに、どのような目標を持って、どのような方法で、農地の最適化を進めていくかという方針が記載されています。目標年は、令和15年2月に設定していますが、その時々の方情勢に合わせ対応するため、3年に1度、この指針を見直して、その都度総会で確認を行います。前回、見直したのが、一去年の3月の定例総会になりますので、次回見直すのが来年の3月になります。

このページに記載されている、指針の基本的な考え方は後程ご覧いただきまして、次のページ、「第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法」ですが、ここで最適化の3本柱である、遊休農地の解消・農地の集積・新規参入促進が出てきます。まず、「1. 遊休農地の発生防止・解消について」ですが、砂川市に遊休農地はありませんので、引き続き0を目指した目標となっております。具体的な方法としては、昨年10月に行った利用状況調査や非農地判断など、既に取り組んでいることを、引き続き行っていくものになります。

次のページご覧いただき、「2. 担い手への農地利用の集積・集約化について」ということで、主に認定農業者などの担い手に農地を寄せることを意味

議長
全員
議長
全員
議長

事務局

します。令和5年2月末時点において集積率は73.7%でしたが、10年後には、95%を目指す目標に設定されております。

2枚めくっていただいて5ページ、「3. 新規参入の促進について」ですが、この表からは読み取りづらいですが、新規参入者の促進目標ということで、個人については、毎年1人就農、法人については、3年に1法人就農を目標としております。

具体的な方法としては、先日高橋委員にもご参加いただいた、北海道新規就農フェアへの参加などがあります。ということで、この3点が砂川市の最適化目標となります。

では、本題に入ります。前のページに戻っていただいて、別紙10をご覧ください。1枚目は現在の農業委員会の体制や農家や農地の概要になりますので、特に目標値はございません。実態を記載しており、農家数については、農林業センサス2020を使っていますので、少し古い数字です。次回更新は2025年になります。

2ページ目、農地の集積ですが、現時点において、集積面積は、1,121.4haで全農地1,500haに占める割合は74.8%。昨年度が73.6%なので1.2%増となっております。この集積率を8年後には95%、1,425haまで持っていかなければ目標達成とはなりません。となると、1年間で、38haずつ担い手へ寄せ集めて数字を上げていく必要があることから、このような数字を記載しております。あくまでも目標です。

中段、(2)の遊休農地の解消については、遊休農地はありませんので、引き続き0を目標としています。

次のページ、(3)は新規参入の促進となります。令和4年度新規参入者はおらず、令和5年度は、東豊沼の[]と[]、令和6年度は[]が新規就農となっております。

②の目標は、年度ごとの賃貸借・使用貸借・売買によって動いた農地の面積が記載されており、3か年の平均は117haになります。

続いて、2. 最適化活動の活動目標ということで、推進員の最適化活動を行う日数目標は、今年度と同じく引き続き、月8日以上と設定したいと思います。

次に、(2)活動強化月間の設定目標は、12月～3月が農地の集積ということで、この間、皆様に行っていただいた調整活動を記載しております。②の遊休農地解消は、利用状況調査や農業者へアンケートを行うことで遊休農地発生防止に繋げていきます。③の新規参入の促進は、新規就農フェアもそうですが、砂川市の地域おこし協力体などを就農に繋げるために、皆様の力もお借りしているので、このように記載しております。

下段、(3)新規参入相談会への参加目標については、北海道新規就農者フェアに1名以上、ご参加いただくことを目標としたいと思います。

以上を令和7年度の最適化活動の目標設定としたいと考えております。尚、この定例総会で決定後については、ホームページで公表することとなっております。以上、ご審議をお願いいたします。

只今、議案第4号の「令和7年度最適化活動の目標の設定等」の決定について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第5号「令和7年度砂川市農業委員会事業計画」の決定に

議長

全員

議長

全員

議長

について事務局より提案願います。

事務局

では、議案第 5 号を説明させていただきます。別紙の 11 をご覧ください。

こちらが、次年度の事業計画（案）となりますが、内容を確認したいと思います。

1. 定例総会日については、25 日開催を基本としておりますが、25 日が休日の場合は、前倒ししております。

2. 農業委員会だよりの発行については、引き続き年 3 回発行したいと思います。次年度も引き続き、農政課と連携しながら、その時の話題等を記事に盛り込んでいきたいと考えております。

3. 作況調査については例年通り行います。実施方法については、また時期が近くなりましたら協議したいと思います。

4. 農地利用状況調査は、農地法第 30 条に基づき 10 月に実施します。

次のページご覧いただきまして、

5. 研修会・視察等についても、例年どおり研修会等に参加し、必要があれば勉強会も実施したいと思います。

6. 交流行事については、11 月 25 日に交流を目的として、ボウリング大会を開催したいと思います。

7. 農業者年金の加入促進活動は、引き続き行っていくものになります。

8. 検討委員会の内容は、昨年度と同様検討していきたいと思います。

以上が、次年度の計画になります。ご審議よろしく願いいたします。

議長

只今「令和 7 年度砂川市農業委員会事業計画」の決定について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第 6 号「砂川市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局より提案願います。

事務局

では、議案第 6 号を説明させていただきます。議案の 16 ページと別紙の 12 をご覧ください。

こちら、砂川市農業委員会規則の一部変更ということで、議案の下段に提案理由を記載しておりますが、北海道農業公社の事業である「農地保有合理化事業」の名称が「農地中間管理機構特例事業」と変更されたことに伴いまして、砂川市農業委員会規則第 26 条に事務局の業務内容が記載されているのですが、その (23) の「農地保有合理化事業」の部分を「農地中間管理機構特例事業」に変更しようとするものです。参考として別紙の裏面に、規則の変更前と変更後を付けておりますのでご参照いただければと思います。尚、こちらの規則改正については、市で決定し公告する事項でありますので、この総会で議決いただきましたら、市に対して、この規則改正を要請する予定です。また、本事業の名称は変わりますが制度内容は変わりませんのでご留意いただければと思います。以上、ご審議願います。

議長

只今、議案第 6 号「砂川市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について」事務局より説明ありましたがご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

ご質問、ご意見がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。

全員

異議なし。

議長 それでは、異議なしと認め、砂川市に対し規則の改正について要請すること
といたします。

 続きまして、議案第7号「砂川市長の権限に属する事務の委任について」、
事務局より提案願います。

事務局 では、議案第7号を説明させていただきます。議案の17ページと別紙の13
をご覧ください。こちらの提案内容について、簡潔にご説明したいと思います。
現在、先程の議案でもありました、農用地利用集積計画においては、計画内容
を定例総会で審議・決定し、その後は、市の方で決定事項を告示し周知をして
おります。ですが、来月から始まる、農用地利用集積等促進計画にあたっては、
制度が大きく変わり、最終的に、周知の部分を道が行うこととなっております。
この流れのままだと、市から農業公社へ、農業公社から道へ…と日数を要する
ため、道の方からこの「認可」と「公告」の周知に関する部分の権限を市が受
けて、さらに、農業委員会が一連の事務を執り行っていることから、市から農
業委員会へと、この事務を引き受けるという内容になっております。添付して
おります別紙13は、事務委任に関する規則となりますが、この規則の第2条
の(2)のオの「農地中間管理事業の事務の一部に関すること。」に今回の事
務内容を含むものとなります。裏面には、参考までに、委任を求められている
事務であります、農地利用集積等促進計画における「認可」と「公告」の部分
の法律を載せておりますのでご参照いただければと思います。以上、ご審議願
います。

議長 只今、議案第7号「砂川市長の権限に属する事務の委任について」事務局よ
り説明ありましたがご質問等ございませんか。

全員 なし。

議長 ご質問、ご意見がないようですので、本件については異議なしと認めること
としてよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは、異議なしと認め、事務の委任について同意することと回答いたし
ます。

 本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございません
なし。

議長 それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。

 では、事務局より説明願います。

事務局 1. 議会関連等報告（事務局長）

 2. 令和6年度中空知農業委員会協議会会長・事務局長会議（事務局長）

- ・日 時 2月28日（金） 15：30～
- ・場 所 奈井江町役場 2階 庁議室
- ・出席予定者 関尾会長、野田事務局長

 3. 北海道新規就農フェア（事務局）

- ・日 時 3月8日（土） 10：30～
- ・場 所 ホテルポールスター札幌
- ・出席者 高橋委員、農協職員、農政課職員、事務局職員

4. 一般社団法人北海道農業会議第 98 回総会（事務局）

- ・日 時 3 月 18 日（火）
- ・場 所 第二水産ビル（札幌市）
- ・対 応 書面による議決権行使

5. 令和 7 年度空知農業委員会連合会通常総会（事務局）

- ・日 時 4 月 4 日（金）
- ・場 所 ラ・カンパーニュホテル深川（深川市）
- ・出席者 関尾会長・野田事務局長

6. 農地流動化アンケート集計

- ・配 布 264 部（昨年度 268 部）
- ・回 答 192 部（昨年度 215 部）
- ・回答率 72.7%（昨年度 80.2%）
- ・規模拡大希望 27 件（昨年度 26 件）
- ・規模縮小・離農希望 72 件（昨年度 68 件）

7. 農業委員会だより（令和 7 年春号）の配布（事務局）

- ・配布方法 委員各位が担当地区の農業者に配布
- ・発行時期 4 月上旬
- ・配布期限 5 月上旬

8. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、3 月分を事務局に提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
（メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp）

9. 「令和 6 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」の記入・提出
（事務局）

農林水産省通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、各委員は 4 月末までに別紙 14 の「令和 6 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」を提出することとされています。別紙 14 は、各農業委員が今年度の活動を振り返り、自ら点検・評価を行うものです。

事務局で 3 月分までの数値を記載し 4 月上旬に各委員に配布します。各委員は 1（2）②「自己の点検・評価」欄（網掛・太枠内）を記載し、4 月の定例総会時に提出してください。その後、5 月の定例総会において、各委員の活動に対して農業委員会による点検・評価を行います。

10. 協議会報告（協議会長）

議長
全員
議長

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は、令和 7 年 4 月 25 日、金曜日の午後 1 時半からですのでよろしくをお願いします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと思います。

<議長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員